

令和6年12月20日

町 議 会 議 案

第 4 回
(定 例)

鹿 追 町

議 案 目 次

議 案 番 号	件 名	議 決 内 容
74	議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
75	特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
76	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
77	鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	
78	損害賠償の額の決定及び和解について	
79	令和6年度鹿追町一般会計補正予算（第10号）について	
80	令和6年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について	
81	令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第3号）について	
82	令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第3号）について	
83	令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第3号）について	
84	令和6年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第4号）について	
85	鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約について	
同意4	鹿追町監査委員の選任について	

議案第 74 号

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和50年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の225.0」を「100分の235.0」に改める。

第2条 議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条中「100分の235.0」を「100分の230.0」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条の規定 公布の日
 - (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- 2 第1条の規定による改正後の議会議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 75 号

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の225.0」を「100分の235.0」に改める。

第2条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「100分の235.0」を「100分の230.0」に改める。

第3条 特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 15 令和7年1月1日から同年3月31日までの間に支給する特別職の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条の規定により支給することとなる額から、町長にあっては、その給料月額に100分の10を、副町長にあっては、その給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
- (1) 第1条の規定 公布の日

- (2) 第2条の規定 令和7年4月1日
- (3) 第3条の規定 令和7年1月1日
- 2 第1条の規定による改正後の特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議案第 76 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 職員の給与に関する条例（昭和29年条例第13号）の一部を次のように改正する。

第18条の2第2項第1号中「26, 380」を「29, 400」に改め、同項第2号中「14, 580」を「16, 200」に改め、同項第3号中「10, 340」を「11, 500」に改める。

第19条第2項中「、100分の122.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の122.5」を「100分の127.5」に、「100分の68.75」を「100分の71.25」に改める。

第20条第2項中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の102.5」の次に「、12月に支給する場合には100分の107.5」を加え、同条第3項中「100分の102.5」を「100分の107.5」に、「100分の48.75」を「100分の51.25」に改める。

別表を次のように改める。

（次のよう別紙）

別表 行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200

29	225, 600	263, 900	292, 400	328, 000	353, 700	381, 700
30	226, 700	264, 700	293, 400	329, 700	355, 200	383, 500
31	227, 800	265, 500	294, 400	331, 400	356, 700	385, 200
32	228, 900	266, 300	295, 500	333, 000	358, 200	386, 800
33	230, 000	267, 000	296, 600	334, 200	359, 900	388, 500
34	231, 100	267, 800	297, 800	336, 100	361, 700	389, 900
35	232, 200	268, 600	298, 900	337, 800	363, 400	391, 300
36	233, 300	269, 300	300, 100	339, 400	365, 100	392, 700
37	234, 400	270, 000	301, 300	340, 900	366, 500	394, 100
38	235, 400	270, 800	302, 600	342, 500	367, 800	395, 300
39	236, 400	271, 600	303, 900	344, 100	369, 000	396, 500
40	237, 300	272, 300	305, 200	345, 700	370, 400	397, 500
41	238, 200	273, 000	306, 500	347, 400	371, 500	398, 600
42	239, 100	273, 800	307, 800	349, 200	372, 400	399, 800
43	239, 900	274, 600	309, 100	351, 000	373, 400	400, 900
44	240, 700	275, 300	310, 400	352, 800	374, 500	402, 000
45	241, 400	276, 000	311, 700	354, 300	375, 300	402, 700
46	242, 000	276, 700	313, 000	355, 700	376, 200	403, 400
47	242, 600	277, 400	314, 300	357, 100	377, 100	404, 100
48	243, 200	278, 100	315, 400	358, 500	377, 900	404, 800
49	243, 800	278, 800	316, 300	360, 000	378, 700	405, 400
50	244, 400	279, 500	317, 600	360, 800	379, 500	406, 000
51	245, 000	280, 200	318, 900	361, 800	380, 300	406, 500
52	245, 500	280, 900	320, 200	362, 800	381, 000	406, 900
53	246, 000	281, 500	321, 400	363, 700	381, 700	407, 300
54	246, 400	282, 200	322, 700	364, 800	382, 400	407, 500
55	246, 700	282, 800	323, 900	365, 700	383, 100	407, 800
56	247, 000	283, 500	325, 100	366, 700	383, 800	408, 100
57	247, 300	284, 100	326, 400	367, 600	384, 300	408, 400
58	247, 600	284, 800	327, 500	368, 300	384, 900	408, 700
59	247, 900	285, 400	328, 600	369, 000	385, 500	409, 000
60	248, 200	286, 100	329, 700	369, 600	386, 200	409, 300
61	248, 500	286, 700	330, 400	370, 000	386, 600	409, 500
62	248, 800	287, 400	331, 300	370, 600	387, 200	409, 800
63	249, 100	288, 000	332, 000	371, 300	387, 800	410, 100

64	249, 400	288, 500	332, 800	372, 000	388, 300	410, 400
65	249, 700	289, 000	333, 600	372, 300	388, 700	410, 600
66	250, 000	289, 600	334, 000	373, 000	389, 300	410, 900
67	250, 300	290, 100	334, 600	373, 700	389, 900	411, 200
68	250, 600	290, 700	335, 300	374, 300	390, 400	411, 500
69	250, 900	291, 200	336, 100	374, 600	390, 800	411, 700
70	251, 200	291, 700	336, 800	375, 100	391, 300	412, 000
71	251, 500	292, 300	337, 500	375, 700	391, 800	412, 300
72	251, 800	292, 900	338, 100	376, 300	392, 400	412, 500
73	252, 100	293, 400	338, 600	376, 600	392, 700	412, 700
74	252, 400	293, 900	339, 200	377, 200	393, 100	413, 000
75	252, 700	294, 300	339, 700	377, 900	393, 500	413, 300
76	253, 000	294, 600	340, 300	378, 500	393, 900	413, 500
77	253, 300	294, 800	340, 600	378, 900	394, 200	413, 700
78	253, 600	295, 100	341, 100	379, 400	394, 500	414, 000
79	253, 900	295, 300	341, 500	380, 000	394, 800	414, 300
80	254, 200	295, 600	341, 900	380, 500	395, 000	414, 500
81	254, 500	295, 800	342, 300	381, 000	395, 200	414, 700
82	254, 800	296, 000	342, 800	381, 600	395, 500	415, 000
83	255, 100	296, 300	343, 300	382, 100	395, 800	415, 300
84	255, 400	296, 500	343, 800	382, 400	396, 000	415, 500
85	255, 700	296, 800	344, 100	382, 800	396, 200	415, 700
86	256, 000	297, 100	344, 500	383, 300	396, 500	
87	256, 300	297, 400	344, 900	383, 700	396, 800	
88	256, 600	297, 700	345, 300	384, 100	397, 000	
89	256, 900	298, 000	345, 600	384, 500	397, 200	
90	257, 200	298, 300	346, 000	385, 000	397, 500	
91	257, 500	298, 600	346, 400	385, 400	397, 800	
92	257, 800	299, 000	346, 800	385, 800	398, 000	
93	258, 100	299, 200	347, 000	386, 100	398, 200	
94		299, 400	347, 400			
95		299, 700	347, 800			
96		300, 100	348, 200			
97		300, 300	348, 400			
98		300, 600	348, 800			

99		301, 000	349, 200			
100		301, 400	349, 500			
101		301, 600	349, 800			
102		301, 900	350, 200			
103		302, 200	350, 600			
104		302, 500	351, 000			
105		302, 700	351, 500			
106		303, 000	351, 900			
107		303, 300	352, 300			
108		303, 600	352, 700			
109		303, 800	353, 200			
110		304, 200	353, 600			
111		304, 600	353, 900			
112		304, 900	354, 200			
113		305, 100	354, 700			
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
定年前再任用短時間勤務職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

第2条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第3項を次のように改める。

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族については3,000円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき11,500円、同項第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

第9条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「に特定期間」を「に当該期間」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他の扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条を次のように改める。

第10条 削除

第19条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125.0」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の125.0」に、「100分の71.25」を「100分の70.0」に改める。

第20条第2項中「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105.0」に改め、同条第3項中「100分の107.5」を「100分の105.0」に、「100分の51.25」を「100分の50.0」に改める。

第22条の2中「から第10条の2まで」及び「並びに第18条の2」を削る。

別表を次のように改める。

(次のよう別紙)

別表 行政職給料表

職 員 の 区 分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
定年間再任用短時間勤務職員以外の職員	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500

29	225, 600	263, 900	296, 600	340, 900	366, 500	398, 600
30	226, 700	264, 700	297, 800	342, 500	367, 800	399, 800
31	227, 800	265, 500	298, 900	344, 100	369, 000	400, 900
32	228, 900	266, 300	300, 100	345, 700	370, 400	402, 000
33	230, 000	267, 000	301, 300	347, 400	371, 500	402, 700
34	231, 100	267, 800	302, 600	349, 200	372, 400	403, 400
35	232, 200	268, 600	303, 900	351, 000	373, 400	404, 100
36	233, 300	269, 300	305, 200	352, 800	374, 500	404, 800
37	234, 400	270, 000	306, 500	354, 300	375, 300	405, 400
38	235, 400	270, 800	307, 800	355, 700	376, 200	406, 000
39	236, 400	271, 600	309, 100	357, 100	377, 100	406, 500
40	237, 300	272, 300	310, 400	358, 500	377, 900	406, 900
41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300

64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			

99		301, 000	350, 600			
100		301, 400	351, 000			
101		301, 600	351, 500			
102		301, 900	351, 900			
103		302, 200	352, 300			
104		302, 500	352, 700			
105		302, 700	353, 200			
106		303, 000	353, 600			
107		303, 300	353, 900			
108		303, 600	354, 200			
109		303, 800	354, 700			
110		304, 200				
111		304, 600				
112		304, 900				
113		305, 100				
114		305, 300				
115		305, 600				
116		306, 000				
117		306, 200				
118		306, 400				
119		306, 700				
120		307, 000				
121		307, 400				
122		307, 600				
123		307, 900				
124		308, 200				
125		308, 500				
定年前再任用短時間勤務職員	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600

第3条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号を1号ずつ繰り上げ、同条第3項を次のように改める。

3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和7年4月1日から、第3条の規定は令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の給与条例（職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和6年4月1日から適用する。

（給与の内払）

第2条 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（号俸の切替え）

第3条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）別表の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第4条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び規則で定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、規則で定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

附則別表 号俸の切替表（附則第4条関係）

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	1	1	1
7	3	1	1	1
8	4	1	1	1
9	5	1	1	1
1 0	6	2	2	1
1 1	7	3	3	1
1 2	8	4	4	1
1 3	9	5	5	1
1 4	1 0	6	6	2
1 5	1 1	7	7	3
1 6	1 2	8	8	4
1 7	1 3	9	9	5
1 8	1 4	1 0	1 0	6
1 9	1 5	1 1	1 1	7
2 0	1 6	1 2	1 2	8
2 1	1 7	1 3	1 3	9
2 2	1 8	1 4	1 4	1 0
2 3	1 9	1 5	1 5	1 1
2 4	2 0	1 6	1 6	1 2
2 5	2 1	1 7	1 7	1 3
2 6	2 2	1 8	1 8	1 4
2 7	2 3	1 9	1 9	1 5
2 8	2 4	2 0	2 0	1 6
2 9	2 5	2 1	2 1	1 7
3 0	2 6	2 2	2 2	1 8
3 1	2 7	2 3	2 3	1 9
3 2	2 8	2 4	2 4	2 0

3 3	2 9	2 5	2 5	2 1
3 4	3 0	2 6	2 6	2 2
3 5	3 1	2 7	2 7	2 3
3 6	3 2	2 8	2 8	2 4
3 7	3 3	2 9	2 9	2 5
3 8	3 4	3 0	3 0	2 6
3 9	3 5	3 1	3 1	2 7
4 0	3 6	3 2	3 2	2 8
4 1	3 7	3 3	3 3	2 9
4 2	3 8	3 4	3 4	3 0
4 3	3 9	3 5	3 5	3 1
4 4	4 0	3 6	3 6	3 2
4 5	4 1	3 7	3 7	3 3
4 6	4 2	3 8	3 8	3 4
4 7	4 3	3 9	3 9	3 5
4 8	4 4	4 0	4 0	3 6
4 9	4 5	4 1	4 1	3 7
5 0	4 6	4 2	4 2	3 8
5 1	4 7	4 3	4 3	3 9
5 2	4 8	4 4	4 4	4 0
5 3	4 9	4 5	4 5	4 1
5 4	5 0	4 6	4 6	4 2
5 5	5 1	4 7	4 7	4 3
5 6	5 2	4 8	4 8	4 4
5 7	5 3	4 9	4 9	4 5
5 8	5 4	5 0	5 0	4 6
5 9	5 5	5 1	5 1	4 7
6 0	5 6	5 2	5 2	4 8
6 1	5 7	5 3	5 3	4 9
6 2	5 8	5 4	5 4	5 0
6 3	5 9	5 5	5 5	5 1
6 4	6 0	5 6	5 6	5 2
6 5	6 1	5 7	5 7	5 3
6 6	6 2	5 8	5 8	5 4
6 7	6 3	5 9	5 9	5 5

6 8	6 4	6 0	6 0	5 6
6 9	6 5	6 1	6 1	5 7
7 0	6 6	6 2	6 2	5 8
7 1	6 7	6 3	6 3	5 9
7 2	6 8	6 4	6 4	6 0
7 3	6 9	6 5	6 5	6 1
7 4	7 0	6 6	6 6	6 2
7 5	7 1	6 7	6 7	6 3
7 6	7 2	6 8	6 8	6 4
7 7	7 3	6 9	6 9	6 5
7 8	7 4	7 0	7 0	6 6
7 9	7 5	7 1	7 1	6 7
8 0	7 6	7 2	7 2	6 8
8 1	7 7	7 3	7 3	6 9
8 2	7 8	7 4	7 4	7 0
8 3	7 9	7 5	7 5	7 1
8 4	8 0	7 6	7 6	7 2
8 5	8 1	7 7	7 7	7 3
8 6	8 2	7 8	7 8	
8 7	8 3	7 9	7 9	
8 8	8 4	8 0	8 0	
8 9	8 5	8 1	8 1	
9 0	8 6	8 2	8 2	
9 1	8 7	8 3	8 3	
9 2	8 8	8 4	8 4	
9 3	8 9	8 5	8 5	
9 4	9 0			
9 5	9 1			
9 6	9 2			
9 7	9 3			
9 8	9 4			
9 9	9 5			
1 0 0	9 6			
1 0 1	9 7			
1 0 2	9 8			

1 0 3	9 9			
1 0 4	1 0 0			
1 0 5	1 0 1			
1 0 6	1 0 2			
1 0 7	1 0 3			
1 0 8	1 0 4			
1 0 9	1 0 5			
1 1 0	1 0 6			
1 1 1	1 0 7			
1 1 2	1 0 8			
1 1 3	1 0 9			

議案第 77 号

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例を次のとおり制定する。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第2
8号)の一部を次のように改正する。

第14条の2第1項中「準用し、算定した額に100分の50を乗じて得た
額を支給する」を「準用する」に改める。

第23条の2第1項中「準用し、算定した額に100分の10を乗じて得た
額を支給する」を「準用する」に改める。

別表第1を次のように改める。

(次のよう別紙)

別表第 1（第 4 条関係）

給料表

号俸	給料月額	号俸	給料月額	号俸	給料月額
1	185,700	61	239,900	121	254,100
2	187,400	62	240,200	122	254,300
3	189,100	63	240,500	123	254,500
4	190,800	64	240,700	124	254,700
5	192,500	65	240,900	125	254,900
6	194,200	66	241,200	126	255,100
7	195,800	67	241,500	127	255,300
8	197,400	68	241,700	128	255,500
9	199,000	69	241,900	129	255,700
10	200,500	70	242,200	130	255,900
11	202,000	71	242,500	131	256,100
12	203,500	72	242,700	132	256,300
13	205,000	73	242,900	133	256,500
14	206,500	74	243,200	134	256,700
15	208,000	75	243,500	135	256,900
16	209,500	76	243,700	136	257,100
17	211,000	77	243,900	137	257,300
18	212,400	78	244,200	138	257,500
19	213,800	79	244,500	139	257,700
20	215,200	80	244,700	140	257,900
21	216,600	81	244,900	141	258,100
22	217,700	82	245,200	142	258,300
23	218,800	83	245,400	143	258,500
24	219,900	84	245,700	144	258,700
25	220,900	85	245,900	145	258,900
26	221,800	86	246,100	146	259,100
27	222,700	87	246,400	147	259,300
28	223,600	88	246,700	148	259,500
29	224,500	89	246,900	149	259,700
30	225,300	90	247,200	150	259,900
31	226,100	91	247,500	151	260,100
32	226,900	92	247,700	152	260,300

33	227, 700	93	247, 900	153	260, 500
34	228, 400	94	248, 200	154	260, 700
35	229, 100	95	248, 500	155	260, 900
36	229, 800	96	248, 700	156	261, 100
37	230, 500	97	248, 900	157	261, 300
38	231, 100	98	249, 200	158	261, 500
39	231, 700	99	249, 500	159	261, 700
40	232, 300	100	249, 700	160	261, 900
41	233, 000	101	249, 900		
42	233, 500	102	250, 200		
43	234, 000	103	250, 500		
44	234, 500	104	250, 700		
45	235, 000	105	250, 900		
46	235, 400	106	251, 100		
47	235, 800	107	251, 300		
48	236, 200	108	251, 500		
49	236, 600	109	251, 700		
50	236, 900	110	251, 900		
51	237, 200	111	252, 100		
52	237, 500	112	252, 300		
53	237, 800	113	252, 500		
54	238, 100	114	252, 700		
55	238, 400	115	252, 900		
56	238, 700	116	253, 100		
57	238, 900	117	253, 300		
58	239, 200	118	253, 500		
59	239, 500	119	253, 700		
60	239, 700	120	253, 900		

附 則

(施行期日等)

第1条 令和7年4月1日から施行する。

(号俸の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において鹿追町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「給与条例」という。）別表1の給料表の適用を受けていた職員であって同日において附則別表に掲げられている号俸であったものの切替日における号俸（同表において「新号俸」という。）は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

附則別表 号俸の切替表（附則第 2 条関係）

旧号俸	新号俸	旧号俸	新号俸	旧号俸	新号俸
1	1	61	45	121	105
2	1	62	46	122	106
3	1	63	47	123	107
4	1	64	48	124	108
5	1	65	49	125	109
6	1	66	50	126	110
7	1	67	51	127	111
8	1	68	52	128	112
9	1	69	53	129	113
10	1	70	54	130	114
11	1	71	55	131	115
12	1	72	56	132	116
13	1	73	57	133	117
14	1	74	58	134	118
15	1	75	59	135	119
16	1	76	60	136	120
17	1	77	61	137	121
18	2	78	62	138	122
19	3	79	63	139	123
20	4	80	64	140	124
21	5	81	65	141	125
22	6	82	66	142	126
23	7	83	67	143	127
24	8	84	68	144	128
25	9	85	69	145	129
26	10	86	70	146	130
27	11	87	71	147	131
28	12	88	72	148	132
29	13	89	73	149	133
30	14	90	74	150	134
31	15	91	75	151	135
32	16	92	76	152	136
33	17	93	77	153	137

34	18	94	78	154	138
35	19	95	79	155	139
36	20	96	80	156	140
37	21	97	81	157	141
38	22	98	82	158	142
39	23	99	83	159	143
40	24	100	84	160	144
41	25	101	85		
42	26	102	86		
43	27	103	87		
44	28	104	88		
45	29	105	89		
46	30	106	90		
47	31	107	91		
48	32	108	92		
49	33	109	93		
50	34	110	94		
51	35	111	95		
52	36	112	96		
53	37	113	97		
54	38	114	98		
55	39	115	99		
56	40	116	100		
57	41	117	101		
58	42	118	102		
59	43	119	103		
60	44	120	104		

議案第 78 号

損害賠償の額の決定及び和解について

町は、下記のとおり損害の賠償に関し和解するにつき、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

1 損害賠償の額 2に記載のとおり

2 和解の相手方

当 事 者 住 所	当 事 者 氏 名	損害賠償額 (円)
札幌市中央区大通東1丁目2番地	北海道電力ネットワーク 株式会社流通総務部長 赤坂 佳代子	463,616
札幌市中央区大通西14丁目7番地	東日本電信電話株式会社 北海道事業部設備部長 平川 亮一	317,236
	計	780,852

3 和解の内容

和解により相手方に支払う額は、上記損害賠償額とし、これ以外には、双方とも今後一切の請求、異議の申し立て等を行わないものとする。

(説明)

令和6年8月23日午後2時45分頃、鹿追町瓜幕西24線21番地先路上において、本町職員が運転する公用車両が雑木処理運搬作業中、路外に逸脱し両社の電柱に損害を与えたもの。

これにつき、損害額の過失割合100%を相手方に賠償するものである。

令和 6 年度鹿追町一般会計補正予算（第 10 号）

令和 6 年度鹿追町の一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 29,827 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8,825,029 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳 入)		第 1 表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
20.繰越金		439,651	29,047	468,698		
	1.繰越金	439,651	29,047	468,698		
21.諸収入		491,757	780	492,537		
	5.雑入	382,543	780	383,323		
歳 入 合 計		8,795,202	29,827	8,825,029		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 議会費		54,801	249	55,050
	1. 議会費	54,801	249	55,050
2. 総務費		2,407,688	21,881	2,429,569
	1. 総務管理費	2,381,361	21,881	2,403,242
3. 民生費		800,843	285	801,128
	1. 社会福祉費	635,992	285	636,277
4. 衛生費		473,874	6,279	480,153
	1. 保健衛生費	386,530	6,279	392,809
5. 農林費		1,634,840	1,133	1,635,973
	1. 農業費	1,604,290	1,133	1,605,423
歳 出 合 計		8,795,202	29,827	8,825,029

1. 総括 (歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
20.繰越金	439,651	29,047		468,698	
21.諸収入	491,757	780		492,537	
歳入合計	8,795,202	29,827		8,825,029	

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	54,801	249	55,050				249
2. 総務費	2,407,688	21,881	2,429,569			780	21,101
3. 民生費	800,843	285	801,128				285
4. 衛生費	473,874	6,279	480,153				6,279
5. 農林費	1,634,840	1,133	1,635,973				1,133
歳 出 合 計	8,795,202	29,827	8,825,029			780	29,047

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款20. 繰越金	439,651	29,047	468,698			
項 1. 繰越金	439,651	29,047	468,698			
目 1. 繰越金	439,651	29,047	468,698			
				1. 前年度繰越金	29,047	前年度繰越金
款21. 諸収入	491,757	780	492,537			
項 5. 雑入	382,543	780	383,323			
目 1. 雑入	382,543	780	383,323			
				1. 雑入	780	公有車両事故損害共済金
						780

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	金 額	区 分	
				国道支出金	地方債	その他				
款 1. 議会費	54, 801	249	55, 050				249			
項 1. 議会費	54, 801	249	55, 050				249			
目 1. 議会費	54, 801	249	55, 050				249			
								3. 職員手当等	249	議員期末手当
款 2. 総務費	2, 407, 688	21, 881	2, 429, 569			780	21, 101			
項 1. 総務管理費	2, 381, 361	21, 881	2, 403, 242			780	21, 101			
目 1. 一般管理費	1, 853, 594	21, 100	1, 874, 694				21, 100			
								2. 給料	7, 500	一般職給
								3. 職員手当等	13, 600	職員諸手当
目11. 車両管理費	21, 830	781	22, 611			780	1			
								21. 補償補填及び賠償金	781	公有車両事故賠償金
款 3. 民生費	800, 843	285	801, 128				285			
項 1. 社会福祉費	635, 992	285	636, 277				285			
目 1. 社会福祉総務費	117, 542	151	117, 693				151			
								27. 繰出金	151	国民健康保険特別会計繰出金
目 6. 在宅福祉費	110, 511	134	110, 645				134			

									27. 繰出金	134	介護保険特別会計繰出金	134
款 4. 衛生費	473,874	6,279	480,153					6,279				
項 1. 保健衛生費	386,530	6,279	392,809					6,279				
目 1. 保健衛生総務費	299,894	6,279	306,173					6,279				
									18. 負担金補助及び交付金	6,279	町立病院運営費補助金	6,279
款 5. 農林費	1,634,840	1,133	1,635,973					1,133				
項 1. 農業費	1,604,290	1,133	1,605,423					1,133				
目 7. 農業用水事業費	293,301	1,133	294,434					1,133				
									2. 給料	296	一般職給	296
									3. 職員手当等	139	職員諸手当	139
									18. 負担金補助及び交付金	698	簡易水道事業会計補助金 下水道事業会計補助金	474 224

令和 6 年度鹿追町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）

令和 6 年度鹿追町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 151 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 763,345 千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

(歳 入)		第1表 歳入歳出予算補正			(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計		
5. 繰入金		90,208	151	90,359		
	1. 他会計繰入金	90,207	151	90,358		
歳 入 合 計		763,194	151	763,345		

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		13,744	151	13,895
	1. 総務管理費	13,429	151	13,580
	歳 出 合 計	763,194	151	763,345

1. 総括 (歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
5.繰入金	90,208	151			90,359
歳入合計	763,194	151			763,345

(歳 出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 総務費	13, 744	151	13, 895				151	
歳 出 合 計	763, 194	151	763, 345				151	

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 5. 繰入金	90,208	151	90,359			
項 1. 他会計繰入金	90,207	151	90,358			
目 1. 一般会計繰入金	90,207	151	90,358			
				3. 職員給与費等繰入金	151	職員給与費等繰入金
						151

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				国 道 支 出 金	特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	
					地方債	その他				
款 1. 総務費	13,744	151	13,895			151				
項 1. 総務管理費	13,429	151	13,580			151				
目 1. 一般管理費	9,767	151	9,918			151				
								2. 給料	52	一般職給
								3. 職員手当等	99	職員諸手当

令和 6 年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 病 院 事 業 収 益	6 5 1, 1 4 4 千円	6, 2 7 9 千円	6 5 7, 4 2 3 千円	
第 2 項 医 業 外 収 益	3 1 2, 4 4 0 千円	6, 2 7 9 千円	3 1 8, 7 1 9 千円	
第 1 款 病 院 事 業 費 用	6 5 1, 1 4 4 千円	6, 2 7 9 千円		6 5 7, 4 2 3 千円
第 1 項 医 業 費 用	6 4 8, 5 1 6 千円	6, 2 7 9 千円		6 5 4, 7 9 5 千円

第 3 条 予算第 6 条中（1）職員給与費「4 1 6, 5 5 9 千円」を「4 2 2, 8 3 8 千円」に改める。

第 4 条 予算第 7 条中他会計補助金「3 0 4, 4 3 1 千円」を「3 1 0, 7 1 0 千円」に改める。

令和 6 年 1 2 月 2 0 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

令和6年度鹿追町国民健康保険病院事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 病院事業収益			651,144	6,279	657,423		
	2 医業外収益		312,440	6,279	318,719		
		3 他会計補助金	297,887	6,279	304,166	病院運営費補助金	6,279 千円追加

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説明	明
1 病院事業費用			651,144	6,279	657,423		
	1 医業費用		648,516	6,279	654,795		
		1 給与	416,559	6,279	422,838	給料 手当 法定福利費	2,745 千円追加 2,821 千円追加 713 千円追加
					計		6,279 千円追加

令和 6 年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の簡易水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 簡易水道事業収益	215,020 千円	474 千円	215,494 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	90,725 千円	474 千円	91,199 千円	
第 1 款 簡易水道事業費用	127,082 千円	474 千円		127,556 千円
第 1 項 営 業 費 用	115,662 千円	474 千円		116,136 千円

第 3 条 予算第 8 条中（1）職員給与費「5,239 千円」を「5,713 千円」に改める。

第 4 条 予算第 9 条中他会計補助金「79,127 千円」を「79,601 千円」に改める。

令和 6 年 12 月 20 日 提 出

鹿 追 町 長 喜 井 知 己

令和6年度鹿追町簡易水道事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 簡易水道事業収入			215,020	474	215,494		
	2 営業外収益		90,725	474	91,199		
		1 他会計補助金	34,165	474	34,639	一般会計補助金	474 千円追加

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 簡易水道事業費用			127,082	474	127,556		
	1 営業費用		115,662	474	116,136		
		4 総係費	8,003	474	8,477	給料 職員手当等 賞与引当金繰入額 法定福利費	236 千円追加 123 千円追加 76 千円追加 23 千円追加
						法定福利費引当金繰入額	16 千円追加
					計		474 千円追加

令和 6 年度鹿追町下水道事業会計補正予算（第 3 号）

第 1 条 令和 6 年度鹿追町の下水道事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既 決 予 定 額)	(補 正 予 定 額)	(計)	
			収 入	支 出
第 1 款 下水道事業収益	301,893 千円	224 千円	302,117 千円	
第 2 項 営業外収益	90,901 千円	224 千円	91,125 千円	
第 1 款 下水道事業費用	257,412 千円	224 千円		257,636 千円
第 1 項 営業費用	241,600 千円	224 千円		241,824 千円

第 3 条 予算第 9 条中（1）職員給与費「9,446 千円」を「9,670 千円」に改める。

第 4 条 予算第 10 条中他会計補助金「165,986 千円」を「166,210 千円」に改める。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井知己

令和6年度鹿追町下水道事業会計補正予算説明書

収益の収入及び支出

収入 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 下水道事業収入			301,893	224	302,117		
	2 営業外収益		90,901	224	91,125		
		1 他会計補助金	12,165	224	12,389	一般会計補助金	224 千円追加

支出 (単位：千円)

款	項	目	予定額	補正額	計	説	明
1 下水道事業費			257,412	224	257,636		
	1 営業費用		241,600	224	241,824		
		4 総係費	14,142	224	14,366	給料	51 千円追加
						職員手当等	87 千円追加
						賞与引当金繰入額	45 千円追加
						法定福利費	32 千円追加
						法定福利費引当金繰入額	9 千円追加
						計	224 千円追加

令和 6 年度鹿追町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 6 年度鹿追町の介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 134 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 552,927 千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 12 月 20 日 提出

鹿追町長 喜井 知己

(歳 入)		第1表 歳入歳出予算補正				(単位：千円)	
款	項	補正前の額	補正額	計			
6. 繰入金		85,325	134	85,459			
	1. 一般会計繰入金	85,324	134	85,458			
歳 入 合 計		552,793	134	552,927			

(単位：千円)

(歳 出)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		14, 229	134	14, 363
	1. 総務管理費	9, 224	134	9, 358
歳 出 合 計		552, 793	134	552, 927

1. 総括 (歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書			(単位：千円)
款	補正前の額	補正額	計		
6.繰入金	85,325	134	85,459		
歳入合計	552,793	134	552,927		

(歳 出) (単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般財源
				特定財源			その他	
				国道支出金	地方債			
1. 総務費	14, 229	134	14, 363				134	
歳 出 合 計	552, 793	134	552, 927				134	

(単位：千円)

2. 歳入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
款 6. 繰入金	85,325	134	85,459			
項 1. 一般会計繰入金	85,324	134	85,458			
目 4. その他一般会計繰入金	15,244	134	15,378			
				1. 職員給与費等繰入金	134	一般会計繰入金
						134

3. 歳 出

(単位：千円)

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳					節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額		
				国道支出金	地方債	その他					
款 1. 総務費	14, 229	134	14, 363			134					
項 1. 総務管理費	9, 224	134	9, 358			134					
目 1. 一般管理費	9, 224	134	9, 358			134					
									3. 職員手当等	134	職員諸手当
											134

議案第 85 号

鹿追町防災行政無線施設整備工事請負契約について

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

記

- | | | |
|---|-------------|--|
| 1 | 契 約 の 目 的 | 鹿追町防災行政無線施設整備工事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 239,800,000円 |
| 4 | 契 約 の 相 手 方 | 札幌市中央区北4条東1丁目2番地3
株式会社 日立国際電気北海道支店
支店長 我妻 智行 |

同意第 4 号

鹿追町監査委員の選任について

次の者を鹿追町監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

議員のうちから選任する監査委員

住 所	
氏 名	清 水 浩 徳
	年 月 日生

令和6年12月20日提出

鹿追町長 喜 井 知 己

提案理由

鹿追町監査委員 畑 久雄 氏から、令和6年12月31日をもって退職する旨の退職願が提出されたことに伴い、その後任者を選任する必要がある。